別表 昭和 37 年 5 月 4 日付け 37 水生第 2137 号水産庁長官通達 昭和 40 年 2 月 4 日付け 40 水生第 389 号一部改正 昭和 56 年 8 月 13 日付け 56 水海第 2604 号一部改正 平成 2 年 11 月 5 日付け 2 水海第 3027 号一部改正

## 漁船登録における漁業種類の分類

漁業種類の分類			/# +*
(A)統計の分類	(B)登録の分類	漁業の内容	備考
1.淡水漁業	a 淡水漁業	潮汐の影響のない潟、湖沼、河川、放 水路、溜池、貯水池等における漁業	
2.内水面漁業	a 内水面漁業	潮汐の影響のある潟、湖沼、河川、放 水路等における漁業	
3.採介藻漁業	a 採介藻漁業	浅海における海藻、貝類の採取及び養殖業	()内の白ちょう貝、 さんご等の別を記入
	b 採介藻( )漁業	白ちょう貝等、さんご採取業	270 2 13 09 23 2 18 7 1
4.定置漁業	a 定置漁業	定置網漁業以外の定置漁業を含む。	
5.一本つり漁業	a 一本つり漁業 b 一本つり( )	各種一本つり漁業 ( ただし、かつお、まぐろ及びいか、さば等を除く。) いか一本つり及びさば等のはねつり 漁業	( )内にいか、さば等 の別を記入
6.はえなわ漁業	漁業 a はえなわ漁業	無果 各種はえなわ、たこ、えい等の空つり なわ漁業(ただし、まぐろ、さめ、か じき、たら、ます及びかにはえなわ漁 業を除く。)	かごはえなわ漁業を
	b はえなわ( ) 漁業	さけ、ます、たら及びかにかごはえな わ漁業	含む。()内にさけ・ます・たら・かに等の別を記入
	c 北洋はえなわ、 刺網漁業	北洋はえなわ、刺網漁業	
	d はえなわ漁業 (漁 艇)	はえなわ漁業(まぐろはえなわを除 く。) のとう載漁艇	
	a 刺網漁業	刺網、たたき網、はねかえし網漁業	
7.刺網漁業	b さけ・ます流し 網漁業	中型さけ・ます流し網、小型さけ・ま す流し網及び日本海さけ・ます流し網 漁業	
	c 母船式さけ・ ます漁業	母船式さけ・ます漁業(母船を除く。)	( )内にいか・かじき 等の別を記入
	d 刺網漁業(漁艇)	母船式かに漁業の漁艇	
	e 流し網漁業( )	いか流し網漁業、かじき等流し網漁業 (ただし、さけ・ます流し網漁業を除 く。)	
8.まき網漁業 (網船)	a まき網漁業	大中型まき網、中型まき網及び小型まき網漁業の網船	に大中型、中型、 小型の別を記入
9.まき網漁業 附属船	a まき網漁業附属 船( )	各種まき網漁業の附属運搬・灯船及び とう載漁艇等	()内に、運搬、灯船 等の別を記入

漁業種類の分類		海类の中容	
(A)統計の分類	(B)登録の分類	- 漁業の内容	備  考
10.敷網漁業	a 敷網漁業	敷網、八田網、四ツ手網、待網、打網、 張網、飼取網、桂網、棚網及び棒受網 (さば、さんまを除く。)漁業	にさば、さんま 等の別を記入
	b 棒受網漁業	さば、さんま棒受網漁業	
11.底びき網漁業	a 底びき網漁 業	小型底びき網及び沖合底びき網漁業	に小型、沖合の 別を記入
12.以西底びき網 漁業	a 以西底びき網 漁業	以西底びき網漁業(1 そうびきを含む。)	
13. 遠洋底びき網 漁業	a 遠洋底びき網 漁業	遠洋底びき網漁業、母船式底びき網漁 業(母船を除く。)	
14.ひき網漁業	a ひき網漁業	11、12 及び 13 以外の各種ひき網漁業(けた網、こぎ網、地こぎ網、こびき網、瀬びき網、巣びき網、中びき網、沖びき網、地びき網、地びき網、車びき網、歩行びき網、船びき網、船びき網、船びきつた網、沖取網、バッチ網、ごち網等)	
15.かつお・まぐろ 漁業	a かつお・まぐろ 漁業	かつお一本つりとまぐろはえなわ漁業 の兼業	
	b かつお一本つり 漁業	かつお・まぐろ一本つり漁業	()内に母船、漁艇
	c まぐろはえなわ 漁業	まぐろ、さめ、かじき、うきはえなわ 漁業(母船式の母船を除く)	の別を記入
	d とう載型母船式 かつお・まぐろ 漁業()	とう載型母船式かつお・まぐろ漁業の 母船及び漁艇	
16.捕 鯨 業	a 捕鯨業	捕鯨、探鯨及び小型捕鯨業(母船式の 母船を除く。)	
17.官公庁船	a 官公庁船( )	漁業の試験、調査、指導、練習または 漁業の取締に従事する漁船	()内に練習、取締 等の別を記入
18.運搬船及び 各種母船	a 漁獲物運搬船	漁場から漁獲物を運搬する漁船	
	b 漁船(母船)	各種母船式漁業の母船(捕鯨及びとう 載型母船を除く。)	に漁業の種類
	c 捕鯨業(母船)	捕鯨母船	を記入
	d 魚粉工船		
19.雑漁業	a 突棒漁業	突棒漁業	
	b 養殖業	魚類養殖	
	c 雑漁業	上記の分類に近似の漁業がない漁業	

備 考 1.上記"漁業の内容"に記載のない漁業は近似の漁業で登録する。

<sup>2.</sup> 都道府県が、建造許可における漁業種類または"漁業の内容の名称"を登録票に記載する必要があると認めた場合はその名称で登録して差し支えない、(例えば"はえなわ漁業(さけます)"を"さけ・ますはえなわ漁業"と登録してよい。)